— Article —

日本薬剤師協会による薬業経済安定の試み1958-1963

城下 賢一

Japan Pharmaceutical Association's challenge to stabilize pharmacy managements

Kenichi JOHSHITA,

Faculty of Pharmacy, Osaka Medical and Pharmaceutical University, 4-20-1, Nasahara, Takatsuki-shi, Osaka 569-1094, Japan

(Received November 9, 2021; Accepted December 28, 2021)

Abstract This paper aims to clarify the purpose and the development of the Commercial Union movement by the Japan Pharmaceutical Association. As a professional organization of pharmacists, JPA promoted the movement to stabilize pharmacy management around 1960s, when there are two amendments to the Pharmaceutical Affairs Law. Previous studies focus on these two legal amendments as well as the role the Japan Pharmaceutical Association played in their legislation. This understanding explains that the amendments, reflecting the demands of the Japanese Pharmaceutical Association, provided for the proper placement clause and protected the interests of the pharmacists who own each pharmacy and made up the majority of the Japanese Pharmaceutical Association. However, there is a major problem, overestimating the effects of the proper placement clause. In fact, from that time on, it was believed that those effects were limited and were not very useful in stabilizing pharmacy managements. The Japan Pharmaceutical Association, the government, and individual pharmacists had to make their own efforts not only to stabilize pharmacies' managements, but also rationalize and modernize them. They also had to carry out political campaign outside the context of the pharmaceutical affairs. As a clue to reconstructing the history of the pharmaceutical system from this broad perspective, this paper first analyzes the commercial union movement of that period.

Key words — 薬事制度; 薬業経済安定; 商工組合; pharmaceutical systems; drug distribution and pharmacy managements; small and medium-sized enterprises;

はじめに

本論文は、1960年及び1963年の薬事法改正・ 再改正の時期に、薬剤師の職能団体である日本 薬剤師協会及びその後継団体である日本薬剤師 会(以下、いずれも日薬と称する)が、薬局経 営環境改善を目的として取り組んでいた中小企 業団体の組織に関する法律(以下、中小企業団 体法と称する)に基づく商業組合の設立や活用 についてその状況を明らかにする。そしてそれ により、薬事制度を担う存在である薬剤師や薬 局の職能や社会的地位の歴史を考えるための新 たな視点を提起しようとするものである。

薬事制度は、国民の生命や健康を守るために必要とされる医薬品を安全性と有効性を確保して供給する制度である。その薬事制度にとって、1960年頃は画期となる時期であった⁽¹⁾。薬事制度の基本法である薬事法が1960年に全面改正されるとともに、薬剤師身分に関わる内容を分離して新たに薬剤師法が制定された。当時薬事2法と総称されたこれらの新法は、度々改

e-mail: kenichi.johshita@ompu.ac.jp

正を経て名称も変わってはいる $^{(2)}$ が、その枠組は現在まで継承されている。日薬はこの改正の主要な推進力であった $^{(3)}$ 。

薬事法改正の必要性自体は広く認識されてはいた。薬事法は戦時中の1943年にそれまでの薬事関連法令を整理統合して初めて制定され、戦後の1948年に旧法を廃止した上で改めて制定された。だが、1943年法が戦時という特殊な状況で制定され戦時体制を前提とした内容だったために敗戦後の情勢変化で廃止されたのと同様、1948年法も占領期という特殊な状況で急ぎ制定されなければならなかったために、占領者であるアメリカの薬事制度の影響を強く受けて従来の薬事制度からかけ離れたものとなり、不備の点も多く、またその後の医薬品が著しく進歩した実情に合わない点が多くなっていた(4)。

これに加えて、日薬には薬事法改正を必要とする切実な理由があった。当時、経済成長に伴って「流通革命」と称される流通業の構造変化が進行しており、新たな小売業態としてスーパーマーケットが勃興していた(5)。スーパーマーケットは大量仕入・販売やセルフサービスを特徴とした小売で廉価販売を実現しており、日薬の主要会員である開局薬剤師の経営環境を悪化させていた。このため、日薬はスーパーマーケットの廉価販売を「乱売」と批判し、薬事法改正により既存の薬局の周辺での新たな薬局開設を禁止する適正配置(距離制限)規定や開局権(薬局開設権)を薬剤師に限定する規定などを盛り込むことで、薬局経営環境改善を目指していた。

1960年に薬事法改正が実現したのは、このような日薬の熱心な働きかけも影響していた。ところが、日薬にとっては全く不満なことに改正の過程は厚生省当局(薬務局)主導で、改正内容も厚生省により決定され、日薬の主要な要望である適正配置や開局権は全く規定されずに終わった⁽⁶⁾。改正を経てもスーパーマーケットの「乱売」は一向に収束の気配が見られずむしろ拡大した。

薬局経営環境改善のために日薬はさらなる手

を必要としていた。よく知られているように、薬事法の再改正がその一つであった。薬事法再改正のため、日薬は日本医師会との対立関係に終止符をうち、その協力関係をもとに 1963 年に議員立法による再改正に成功した。この 1963年改正には日薬の主要な要望事項であった適正配置が含まれており、薬局経営環境改善をもたらすものと歓迎された(7)。

1960年頃の薬事制度の状況については、以 上のように薬事法改正を中心に理解されるが、 薬局経営環境改善にとって薬事法再改正による 適正配置規定だけで事足りたわけではないこと には注意が必要である。後の1975年に違憲判 決が下された薬事法適正配置規定であるが、す でに再改正以前から業界内部においても適正配 置が対症療法に過ぎないことは指摘されていた 上、薬局経営環境改善のためにはそもそも薬局 や薬剤師の職能を高め、期待される使命に応え るべく進化していかなければならないという認 識が存在していた。このような指摘や認識がや がて薬局の近代化や合理化を促し、その後の調 剤薬局やドラッグストアの登場·発展にもつな がったと思われる。そうであれば、薬剤師がそ の職能や使命をどのように考え、その向上や遂 行のためにどのような行動をしていたのかを明 らかにすることには意味があるだろう。

上述の問題意識をもとに、本論文では手がかりとして、当時の日薬幹部が進めていた薬業経済安定の具体的方策、とりわけ中小企業団体法に基づく商業組合制度活用の取り組みを検討する。

先行研究について確認しておくと、当時の薬事制度に対する歴史学的分析は医薬分業問題に関心が集中し、奥健太郎がその政治過程を分析し、赤木佳寿子が戦後の薬剤師職能の通時的分析の中で取り上げている⁽⁸⁾。しかし、本論文で取り上げるような薬業経済安定や商業組合制度活用について史料に基づく政治史的な分析は見られず、主に行政当局や業界関係者の刊行する年史・事典類⁽⁹⁾の中で一部言及されるに留まってきた。薬事制度と関連の深い医療制度につい

ても、薬事制度にまで踏み込んで分析を行った ものは見当たらない⁽¹⁰⁾。政治学的な分析とし て、近年、宗前による近現代医療制度通史の中 で薬事制度について言及されているものの、具 体的に取り上げられているのは医薬分業や適正 配置の問題に留まっている⁽¹¹⁾。

1960 年薬事法改正もその重要性に比して研究が手薄であったが、筆者は国立公文書館や国立国会図書館憲政資料室に所蔵されている行政文書や法案作成を所管した薬務局の高田浩運局長の日記⁽¹²⁾を用い、従来言われてきた日薬主導の改正でなく厚生省薬務局主導の改正であったことを明らかにした⁽¹³⁾。本論文はそれに続いて当時の薬事制度を政治的に分析し、さらにその対象を薬事法以外の領域にも拡大しようとするものである。

なお、本論文で取り扱う内容は流通業・流通 制度にも関係する。1956年の第二次百貨店法 制定により中小小売業を保護するために百貨店 が規制されるようになったところ、その頃から スーパーマーケットが新たな業態として誕生し て急成長し、その成長ぶりはやがて 1973 年に 大規模小売店舗法の制定により規制の対象に加 えられるほどであった。この間、中小小売業に ついては大規模小売業と対抗するための組織化 が焦点となり、1960年代には組織化を支援す る振興組合制度やボランタリーチェーン支援制 度が整備されるようになった。このような流通 業・流通制度に関しては、大規模小売店規制や 中小企業振興に関する研究が積み重ねられてき た(14)。ただ、全体としては中小小売業を総体的 に扱う分析が行われており、特に本論文が取り 扱う医薬品小売業の個別分析はなされていな い。小売業に関しては一般的には通商産業省や 公正取引委員会が主たる所管官庁となるもの の、医薬品小売業に関しては厚生省が主たる所 管官庁となる点で大きな違いがあり、小売業全 体の枠組とは区別して分析する必要があるだ ろう。

史料については、主に業界紙『薬事日報』に 依拠する。薬事制度は専門性が高いため関連情 報が一般紙に掲載されることは稀だが、代わりに複数の業界紙が存在し、一般紙では望めない専門性の高い情報を報じていた。業界紙の報じる内容は、他では得られにくい貴重な情報として利用できる。今回は国立国会図書館東京本館に所蔵されている『薬事日報』について1961年以降を利用することができ、これを主な史料として使用している。その他、日薬の機関誌である『日本薬剤師協会雑誌』及びその継続後誌である『日本薬剤師会雑誌』(以下、いずれも『日薬雑誌』と称する)等を使用している。

最後に、本論文の構成について確認してお こう。

第1節では、日薬における薬業経済安定の位置付けを確認するため、1960年薬事法改正後の日薬の不満と1961年度の活動方針を検討する。日薬は薬事法改正内容に不満を抱え、その再改正を希望するようになっていたが、それと並んで薬業経済安定を重視していた。

第2節では、1958年に遡り、薬業経済安定の 背景と日薬の取り組みの開始を検討する。日薬 は中小企業団体法の成立と同法が規定する商工 組合(商業組合、商組)に着目し、商組設立促 進のための活動を開始した。

第3節では、商組活用の成否の鍵となる、東京での商組設立の動向を検討する。首都であり経済規模の大きな東京都での商組設立は商組活用の成否に関わる重大事であったが、内部対立で思うように進まなかった。

第4節では、商組活用の成否のもう一つの鍵となる、員外者規制問題について検討する。大阪などでは早くから商組設立に成功しており、その延長線上に員外者規制命令が獲得できれば商組設立を全国に拡大する突破口になりえたが、これも思うように進まなかった。

おわりにでは、本論文の内容と意義、今後の 見通しについて確認する。

1 併存する薬事法改正と薬業経済安定

本節では、日薬において 1960 年薬事法改正に かけられた期待が十分に叶えられず、それにか わって薬業経済安定問題が浮上した状況を見て いこう。

薬事法改正に向けた作業が大詰めを迎えていた 1959 年 12 月 11 日、日薬は「薬事法改正陳情要旨」をとりまとめた⁽¹⁵⁾。政府ではこれに先立ち、薬事法改正に向けて関係者の意見集約を図るため薬事審議会に新たに薬事制度調査特別部会を設置し、日薬もそのメンバーとなっていた。1960 年 2 月の同特別部会及び同審議会での決定に向け、12 月はいよいよ最終的な意見集約へ進もうとしていた時期であった。したがって、この「薬事法改正陳情要旨」は日薬の最終的要望と言うべきものである。

その内容は冒頭で薬事法改正が不可欠である事情を説明し、その後に「改正要望の主要事項」として6項目を掲げている。各項目はほとんどの項目で小項目に分かれ、さらに要望理由が併記されているが、必要な範囲に限って第4項と第6項の一部の小項目だけ掲載し、残りは項目のみ掲載すると以下の通りである。

- 1. 薬剤師法を制定せられたい。
- 2. 薬局の開設を許可制にされたい。
- 3. 医薬品販売1号業(小売)の登録を許可制 にされたい。
- 4. 医薬品販売2号業に関しては次のように規定せられたい。
 - III. 今後は薬局の無い地域及びあっても住民が不便を感ずる地域を都道府県知事が指定(地方薬事審議会へ諮問して)し、この指定地域内で開業しようとするものだけに免許試験の受験を許すこととせられたい。
 - V. 現存業者の既得権はすべて認めること とされたい。
- 5. 医薬品販売3号業者は、営業地域を指定して許可することとされたい。
- 6. 地方薬事審議会を設置し、地方薬事行政に 関する重要事項を諮問することとせられ たい。
 - I. その委員構成は、学識経験者、住民代

表、当業者代表、地方行政官等から選 任したものをもってせられたい。

これを見ると、第1項で薬剤師身分に関する 規定の単行法化を要望する他は薬局等の小売業 規制に集中していることが分かる。第2項乃至 第5項がそうであることは明らかであろう。地 方薬事審議会について述べた第6項は直接的に は明瞭でないが、第2項乃至第5項の許可に関 しては(第4項第III小項目にあるように)同 審議会への諮問を行うよう要望していることか ら、やはり小売業規制に関わる要望であること が分かる。

日薬のこれらの要望が薬事法改正に充分に反 映されたかといえばそうではなく、むしろ取り 上げられた要望の方が限られていた。わずかに 第1項はそのまま認められ、前述の通り薬剤師 に関する身分規定が薬事法から独立して別に薬 剤師法が制定された。その他のものは部分的に しか認められなかった。第2項乃至第5項で求 めた許可制は一応改正薬事法で規定されたもの の、許可が与えられないことがあるものとして 法定されたのは構造設備が省令で定める基準に 適合しない場合のほか、行政処分や刑事罰を受 けた後に一定期間が経過していない申請者など ごく一部に限られており、日薬が期待したよう に薬剤師でなければ薬局を開設できないような ものからは遠く、また既存薬局の利益を確保す るために小売業者の新規出店を抑制する効果が 望めるようなものでもなかった。第6項の地方 薬事審議会の新設についても、その設置は各都 道府県の任意とされ必置とはされなかった。

日薬において特に重要視されていたのは第4項の2号業(薬種商)に関する要望だった。これは業者数の多い薬種商団体との交渉の結果まとめられたもので、既存の薬種商の既得権益に最大限配慮(第4項第V)し、その見返りに今後の開業は地域を指定(同第III)しようとするものであった。これが認められれば小売業一般の適正配置に道を開くものになっていたであろうが、厚生省事務当局は「営業と居住の自由とい

う点から憲法上疑義あり⁽¹⁶⁾」として削除した。

日薬は、最終的な要望の多くが改正案に反映されずに終わって薬事法改正案に不満を感じていたにも拘らずその成立に協力した。というのも、日薬が固執すれば当時開かれていた通常国会での改正が見送られてさらに改正実現が延びてしまうことが予想されたためである⁽¹⁷⁾。例え核心的事項が受け入れられないにせよ、まずは改正という業績を達成し、その後にさらなる改正を目指すことにしていた。

このため、日薬の不満や再改正への希望は、 法案成立後間もなく公然と語られるようになった。機関誌 1960 年 11 月号には薬事二法を論評する座談会(10 月 21 日開催)が掲載されているが、参加した谷岡忠二日薬専務理事は、今回の改正は「将来薬事の制度をこう変えて行かなければならんというその目的のための方向を示している」として意義を認めつつも、小売業規制など日薬の主要な要望が含まれていないことを批判し、再改正を主張した(18)。理由として挙げられているのはやはり「経済問題」で、今回の改正が薬局経営環境改善をもたらさないことを問題視していた(19)。

もっと生活の実態にふれて来る面で非常に不満があるということがいえる。……薬事法は取りも直さず衛生法規であって、医薬品の純良度保持が目的で、経済問題には触れるべきでないということを厚生省は建て前としている。それも一応ご尤もだが、業者としては、今の薬業経済の不安という点からいったら、それではとても承知できない。日本の薬事の制度に、一方において今のような薬事法という衛生法規があると同時に、他方にもう一つ経済立法があるならば問題はないが、それが一本建であるところに悩みがある。

日薬はこうして薬事法が「先きでもう一度改正しなければ完全にはならないのだ」という姿勢を鮮明にした。

ただ、ここで強調したいのは決して薬事法一

本槍で薬業経営安定化がされると考えていたわけではなく、薬局・薬剤師自身がそのための主体的な取り組みをしなければならないということも自覚されていたことである。そのことは、日薬が翌1961年2月23、24日に開催した通常代議員会の決定からも分かる。通常代議員会は毎年1回2月頃に開催され、当該年度の事業報告や次年度の事業計画について審議決定する場であった。事業計画のなかでも特に強力に推進しようとするものが重点的事業計画であり、1961年度の項目は次のようなものであった(20)。

- 1. 薬業経済安定の具体的方策の推進
- 2. 社会保険分業具体化の促進
- 3. 新薬事 2 法の適正実施並びに医療機関の根本的検討
- 4. 勤務薬剤師の地位の向上と待遇の改善
- 5. 学校薬剤師必置制度の完遂

この重点的事業計画では、薬事法再改正とい う目標に関わり、第3に「新薬事2法の適正実 施並びに医療機関の根本的検討」が掲げられた。 この中では、薬事2法の規定が一般的なものに 留まっているため「今後の運営如何」が問題で あるとし、「中央、地方各協会は十分これが運用 を注視し、その適正な実施のため協力しなけれ ばならない」とされた。加えて、これらの法律 が期待に満たないとして具体的に適正配置や新 規開業の地理的制限、薬局開設権の薬剤師限定 などを例示し、「これらの解決は殆んど総て憲法 解釈のいかんに懸っている」と批判した。その 上で、独り薬事制度に留まらず「近代国家の医 薬制度として、日本の医療機関はいかにあるべ きかという高い次元からこれが根本的な検討と 実現のために努力を払わねばならぬ」との意思 を表明した⁽²¹⁾。これは、当時設置されていた医 療審議会で、病院・診療所とともに適正配置の 問題が審議され、薬局など医薬品小売業もそれ らとともに適正配置の対象となることを期待し てのものであった。

しかし、それよりも上位の第1に掲げられた

のが「薬業経済安定の具体的方策の推進」である。その詳細は次節以降に譲るが、薬局経営環境改善のために薬局・薬剤師自身の努力が問われる問題で、関係法令を活用し、小売業者全体または製造、卸とも協力して薬業関係業界全体で調整を行い、それを通じて経済問題の解決を図ろうとするものであった。まずは、この問題が重点的事業計画の第1に取り上げられるほど優先順位が高いものと考えられていたことを確認しておきたい。

最後に本節の内容をまとめよう。1960年薬事法改正(薬事二法成立)は日薬の要望してきたことの実現であったが、新法の内容は日薬の要望が反映されたものとは言い難く、特に適正配置など重要な要望内容が欠落していた。このため、日薬は経済問題解決のために早々に薬事法再改正の希望を表明するようになった。しかし、それだけで薬局経営環境改善が実現すると考えられていたわけではなく、「薬業経済安定」と言われる薬業関係業界全体の意見調整の問題に取り組むことが必要と考えられていた。次節では、この薬業経済安定問題について検討しよう。

2 薬局経営環境改善のための薬業経済安定

本節では、日薬の1961年度重点的事業計画の第1「薬業経済安定の具体的方策の推進」の内容を明らかにしていこう。

薬業経済安定は薬局経営環境改善とよく似た 紛らわしい用語ではあるが、最初に簡単にその 違いを確認しておきたい。薬局経営環境改善の 必要性を前提として、その対策が求められるこ とになるが、薬業経済安定は対策として役立つ ような薬局・薬剤師の組織化、経営の近代化・ 合理化を指すものである。もちろん、その対策 にはこれまで述べてきた薬事法改正があるわけ だが、薬業経済安定というときには主に薬事法 改正以外の方策を指すものであった。

薬業経済安定はこのように薬局経営環境改善の対策として求められるもので、背景はやはり「乱売問題」にあった。前記 1961 年度重点的事

業計画によれば、「わが国薬業の実態は生産、販売の過当競争による変則的流通状態に陥り、乱売を主因とする混乱はますます激しさを加えるにいた」り、「ついに小売業者の倒産、破産、廃業するものを続出せしめ、正常な薬業の発達を阻害し……保健衛生上まことに憂うべき傾向を示すにいたった」という(22)。このため、薬事法による規制を求めるだけでなく業界内部の自主調整によりこれを実現しようという薬業経済安定の具体的方策が模索されていた。

日薬が薬業経済安定を本格的に組織課題とし て認識するようになったのは1958年2月の代議 員会の決議による。1957年11月に中小企業団 体法が成立⁽²³⁾したことが契機となり、1958年度 事業計画に取り上げられた⁽²⁴⁾。この法律⁽²⁵⁾は、 中小企業の公正な経済活動の機会の確保と経営 の安定のために、中小企業が協同して経済事業 を行ったり自主的に事業活動を調整したりする ために必要な組織を設けることができるように するものであった。組織形態は全体で8種類規 定されているが、そのうち6種類については中 小企業等協同組合法の規程に依拠しており、こ の法律が主として定めるのは商工組合及び同連 合会であった。なお、商工組合の名称は業種に より商業組合又は工業組合という文字を用いる ことができ、実際、ここでは商業組合が用いら れている。

商工組合は一定の地域(都道府県単位)において一定の種類の事業を営む中小企業者が組織する団体で、商工組合連合会は商工組合が加入して組織される全国規模の団体である。商工組合を特徴づけるのはその事業の一つとして一連の調整事業を行えることで、それは組合員に対して生産・出荷・販売の価格・数量・方法について制限を行うことができるものであった。しかも、場合によっては員外者規制命令が発出でもいない業者(員外者)に対して加入命令を発動し、組合員としての義務を課すものであり、この命令が発令されれば全ての中小事業者が等らく調整事業による制限を受け入れなければなら

ないとされた。

こうした強力な事業を行えるだけに、商工 組合の設立は自由に行えるものではなかった。 「一定の地域において一定の種類の事業を営む 中小企業者の競争が正常の程度をこえて行われ ているため、その中小企業者の事業活動に関す る取引の円滑な運行が阻害され、その相当部分 の経営が著しく不安定となつており、又はなる おそれがある場合に限り、設立することができ る」とされ、また「組合員たる資格を有する者 の二分の一以上が組合員となるのでなければ、 設立することができな」かった。

日薬は薬局経営環境改善のため、この商工組合制度を利用して医薬品小売商のための商業組合を各都道府県に設立するよう促すとともに、全国組織として商業組合連合会を設立することを目指して活動を開始した⁽²⁶⁾。

まず連合会結成の準備組織として、1958年 12月、全国小売薬業団体協議会が設立された⁽²⁷⁾。この全国小売薬業団体協議会は日本薬剤師協会、全国薬業協同組合連絡協議会、全日本薬業士連合会の3団体で構成⁽²⁸⁾されるものであった。

その結成の目的は「乱売」に対して「医薬品の流通を正常化し、小売薬業の安定をはかること」とされた。日薬役員の中で特にこの問題に従事した滝川末一の説明によれば、「乱売」の状況は「地域によっては全く経営の最低線を割ってまで競争している状態」で、自由権を基本とする自由主義経済といえどもそれを是認するものではないという。「自己の生活権を守り得る範囲の報酬(利益)は当然守らるべきであって、そのルールを逸脱する行為は社会経済を破壊する行為であり、自殺行為」であり、許されないとする。さらに、「使用法のいかんによっては生命を左右する」医薬品の特殊性に鑑みれば、経済的にももっと注意深い考慮を払うことが国家の責任であるとした。

その目的達成のため、団体は具体的に次の事業を行うとされた。

- 1. 薬業経済の動向を調査し、医薬品流通の正常化のため適切な方策を企画してこれが実施を構成団体に指示する。
- 2. 中小企業団体組織法にもとずく〔ママ〕小 売医薬品業者の組織を拡充強化し、又は設 立を促進する等の指導を行う。
- 3. 関係各方面間の調整又は調停を行う。
- 4. 医薬品流通の正常化のため関係各方面への 交渉又は協約、その他本協議会の目的達成 のため必要な事項を行う。

上記第1項に掲げられた薬業経済の動向調査 は小売薬業実態調査として 1959 年 2 月から 3 月にかけて実施され、その結果が『日薬雑誌』 1959 年 5 月号で発表された⁽²⁹⁾。調査にあたっ ては日本薬剤師協会及び全日本薬業士連合会(2 号業者)の会員10名に1名の割合で、抜き取 り方式によって回答を求めた。1959年2月2日 に調査用紙を一斉に発送し、3月1日までに返 送されたものをもとに集計が行われた。回答数 は薬剤師 582 名、2 号業者 209 名、計 791 名で あった。調査対象者数や回答率が記載されてい ないが、参考までに日薬の1961年度名簿(1960 年4月1日現在の会員)に掲載された会員数が 28,386 名(30)であることから推計すれば、その 10分の1に調査用紙を送付したとして、薬剤師 については2割程度の回答率だったことになる。

調査結果からは薬局や2号業者の経営の悪化が観察された。1956年から3ヵ年間の薬局荒利益率〔ママ〕は全国平均で29.0%から25.3%に低下していた。東京、神奈川、京都、大阪については個別の利益率が示されているが、全国の利益率を上回っているのは東京だけで、それでも29.7%から27.5%に低下していた。著しいのは関西2府で「ことに大阪、京都を中心とする近畿一帯の悪化状態はまさに末期症状を呈している」と言われるほどで、京都は29.0%から22.7%へと6.3ポイントも低下していた。大阪に至っては31.1%から21.9%へと実に9.1ポイントも低下していた。

薬業経済の動向調査とともに、第2項に掲げ

られたように小売薬品業者の組織の強化新設について指導が行われた。日薬としてもこれを後援し、1959年度の日薬の重点的事業計画でも薬業経済安定方策の実施に関連して、商工組合の設置促進や薬業協同組合の拡充強化が掲げられた⁽³¹⁾。その結果、1959年中に宮崎、大阪ほか6府県で設立認可された。その後、1960年及び61年中に各7県が設立認可され、1962年9月時点では設立認可は25府県に伸びた⁽³²⁾。

上記の通り、大阪は「乱売」による経営悪化が著しく、都道府県単位の商業組合の設立も早く進み(1958年4月設立、1959年9月7日認可)、その後、全国組織の結成・運営についても理事長を出すなど指導的な役割を果たした⁽³³⁾。先の滝川も大阪府出身の薬剤師で、大阪市会議員を2期務めた人物でもある⁽³⁴⁾(1926年、社会大衆党に入党してから西尾末広と近い関係にあり、片山内閣では内閣官房長官の西尾を助けて内閣官房副長官に就いた。国政選挙では当選はかなわなかったものの、1946年に日本社会党から大阪2区で、1955年には右派社会党から大阪4区で総選挙に立候補したこともあった)。

ただ、商組の設立は日薬などの意欲や期待に対して順調に進んだとは言い難かった。商組の設立は確かに調整を可能にするものの、調整の対象となるのはまずは会員である。商組会員以外、すなわち員外者に対しても調整ができなければ、商組の設立はむしろ害になる懸念があっためである。

日薬はこうした懸念を払拭し、各都道府県での商組の設立促進を目指した。そのために、象徴的な意味を持つ東京での商組設立に取り組み、全国レベルでの商組連合会の設立を目指した。また、すでに商組が設立されている地区で員外者への調整命令が発出されるよう当局に働きかけを行った。これらについて次節以降で順に見ていこう。

3 東京での商組設立の試み

東京で商組設立の動きが本格化したのは、1961年4月のことであった。5日、商組の設立

準備発起人代表者会議が開催され、東京都薬剤師協会長をはじめとする関係者が参集した。会議では調整規程などにつき厚生省をはじめ関係官庁と折衝するとともに、設立は6月を予定とすることなどが申し合わされた⁽³⁵⁾。約1ヶ月後の5月4日、再び準備発起人代表者会議が開かれ、厚生省、東京都薬務部などに提示した不況要件原案の修正方策について協議し、関係機関の見解に従って成案し、13日午後に開催する予定の商組の第2回準備発起人会に諮ることを決定した⁽³⁶⁾。13日に開かれた同会では組合規約、初年度及び次年度事業計画、収支予算案などを審議の上一応了承し、6月13日に予定する設立総会で正式決定することとした。

規約などの詳細は不明だが、商組設立の必要 性を PR する文書の大要をもとにその内容を窺 いたい。これによれば、商業組合の必要性は 「業界の安定と繁栄及び団結力の強化を目標に 協同組合本来の経済活動を更に効果的な法律的 裏付けのあるものとし、団体交渉権や員外者規 制または訪問販売、広告宣伝行為などを制限し 得る権利を確保するため」としている。従来か らある協同組合との違いについては、商業組合 が「調整規定に基づく調整事業のみを目的とす るもので従来協同組合が行なってきた調整事業 も肩代りする、協同組合は本来の目的である事 業活動を更に急角度に上昇発展させて行く、自 由経済の理想は経済行為の主体性が飽くまでも 協同組合にあることであり、商業組合は現下の 業界における混乱と苦悩を是正するためのカン フル的手段である。つまり商業組合の持つ特殊 な機能により業界が早急に安定すれば商業組合 は消滅し協同組合のみの活動が真の繁栄に向っ て再び活発に展開されることになる」としてお り、日薬の方針に沿うものであったことが分か る(37)。

その後に東京での商組設立の動きには急ブレーキがかかることになる。その理由は、一つには政府及び東京都の関係当局との折衝の結果、調整規定等について修正が必要となったためであった。修正内容は次の通りである。第一

に、中元や歳暮以外で景品付販売が禁止されて いたが緩和され、商店街及び地域協組主催の共 同売出し、改築、開店の際は商組の承認を得れ ば禁止の限りでないとされた。第二に、宣伝の 制限が拡大され、宣伝形態についてチラシ、ビ ラ、チンドン屋、サンドイッチマンなどの禁止 事項が条文に繰入れられるとともに、宣伝内容 についても割引販売の文言や割引率の表示など が禁止されることになった。もう一つは、内部 での反対である。商組設立には同意書を集める 必要があったが、荒川、目黒、神田、浅草など の地域では商組設立への意見がまとまらず、5 月末日までとされていた同意書の提出が実現し ていなかった。このため、設立総会は7月3日 に延期され、それまでに関係省庁との折衝によ り調整規程等を完成させるほか、提出が遅れて いる地域での PR 活動を活発化することとされ た(38)。

しかし、延期された7月3日が近づいても同 意書の提出はなお進まなかった。6月20日現在 で提出された同意書総数は 1700 通余りで目標 達成には至らず、なお各地区への説得を続けな ければならない状況だった⁽³⁹⁾。その結果、6月 末になってようやく同意書が 2500 枚から 3000 枚に迫りつつあり必要な最低の数を突破したた め、設立がほぼ確実な情勢とされた⁽⁴⁰⁾。その結 果、7月3日、東京都医薬品小売商業組合の設 立総会が開催され、定款、調整規程及び規約の 制定、事業計画並びに収支予算案などが可決さ れ、併せて役員を決定し、設立認可申請に必要 な手続きが一応終了した。懸案だった同意書は 最終的に 2837 通集めることができた。都内の 医薬品小売業者については東京都庁でも正確な 数を掴んでいないものの約 4200 と推定されて おり、商組設立発起人代表と関係官庁との間に 了解がついているとのことで、組合員になり得 る資格を有する者のうち4分の3以上の同意を 得たとされた。商組設立には「会員たる資格を 有する商工組合の3分の2以上が会員となる (中小企業団体法第16条)」ことが必要とされて おり、その要件を満たすことができたとされた

のであった。

ただ、設立総会は浅草地区(浅草薬業協同組 合)が議事進行に不満を示し、同意書の撤回を 要求する一幕があるなど波乱のあるものであっ た(41)。浅草地区は11日、設立総会で加入取消 しを宣言し退場するに至った経過を述べた声明 書を発表し、商組設立に対する反対でなく、議 長以下各発起人の非民主的運営を見て将来組合 の運営上に予想される各種の難関処理に危惧の 念を抱くなどし、商組幹部など関係者が当日の 運営について反省することを切望するとしてい た⁽⁴²⁾。実際、設立総会では議事運営に当たった 発起人側がかなり高姿勢に質問者の発言を封じ 強引に押し切ったともされる。このため浅草地 区に限らず、荏原地区、神田地区、淀橋地区か らも設立総会のやり直しが求められる有様で あった⁽⁴³⁾。

東京商組役員は認可申請に向けて書類整理を進める一方(44)、浅草地区などとの問題については話し合いでの解決の意向を示して個別に折衝していたが(45)、未解決のまま 10 月 25 日に東京都に対して設立認可申請の書類を提出した。この際、東京都からは設立総会から 100 日以上も経過して申請書類提出が遅延したことにつき遺憾の意の表明とともに理由説明が求められた。これに対し商組側は組合の内部事情などにつき紛糾の円満解決に努力していたこと、人手不足などによって事務処理が遅れたことなどを説明した(46)。東京都でもこの内部対立を重視し、その解決までは設立認可を与えない方針を採った(47)。

東京商組ではその後、11月19日にようやく一同に会しての話し合いを行い、さらに12月5日に会合を重ねた。席上、反対派側から出された妥協策は、商組運営の民主化、関係者が十分に納得できる説明をして大多数が参加する時期が来るまで設立認可保留、活動の実効性が保証されるよう当局との十分な事前打ち合わせなどで、商組側にとってなかなか厳しい条件だったが設立総会の有効性を確認するかわりにこれを受け入れ、実効性をあげ、若手の意見を聴取す

るために調整規定を再検討し、商組の必要性に 関する PR を徹底して未提出者の同意書を獲得 するとともに同意書提出者に対しても曖昧な点 がないように努め、翌 1962 年 5 月までの認可を 目標とすることを決定した⁽⁴⁸⁾。

しかし、その見通しは年明け早々に崩れた。 1962年2月2日、東京商組の役員会が開かれ たところ、上述の決定に基づいて調整規程案に 批判があるので再検討するとの方針を決定した が、そのため10名からなる調整規程審査小委員 会を設けることになった。その結果、審議を尽 くして成案を得るまでには早くとも1ヵ月を要 すると見られ、設立認可がさらに遅れる見通し となったのである。しかも、同意書獲得も進ん でいなかった。浅草地区と荏原地区が集団未提 出であるのを始めとして各地の青年薬剤師がボ イコットしていた。現在の調整規程案に統制的 色彩が強すぎて萎縮を来すというのがその理由 だった⁽⁴⁹⁾。さらに 3 月には、東京都によって認 可申請書類不備のため差し戻し処分が下され、 商組設立準備は白紙に戻った。浅草・荏原両地 区から同意書が提出されていないこと、同意書 を中心とする関係書類に不備のあることがその 理由とされた(50)。結局、目標としていた5月に は東京都の認可は下りなかった(51)。

東京商組はその後もずるずると設立が伸び続 けた。5月に東京都の認可が下りなかったとき、 商組役員は最後の折衝を行っているので6月上 旬までには目処をつけたいとしたがそれも実現 しなかった。設立総会から約1年が経過した7 月12日、旧発起人と役員の合同協議会が開かれ て対応が協議された際も、早期結成のための活 動を再開させるとしたものの、商組結成に批判 的なグループや地域と今後どう話し合いを進め るか具体策は示されなかった(52)。案の定、9月 11日に役員側が東薬連会合で商組設立準備に関 する話を持ち出したところ、荏原地域代表から 「商組設立の利点を PR しないで押しつけるのは 非民主的だ。現行法では商組に加入した者だけ が縛られてアウトサイダーは甘い汁を吸える建 前であることを知っているのか」と詰め寄られ るなど、設立準備のための話し合いを始めるどころの騒ぎではなかった⁽⁵³⁾。員外者に対する規制をどのようにかけるのか、この段階でもその問題点を克服し、商組設立のメリットを示すことができていないことが露呈した。

それでも、9月20日には日薬が改めて全国で 商組設立を促進する方針を確認し⁽⁵⁴⁾、東京でも 引き続きそのための取り組みが継続された。10 月12日に再び東薬連の会合でこの問題が取り 上げられ、以前の発起人会を解散して 10 月中に 都内 6 ブロックから設立世話人として 15 名程 度を選出し、これに役員を加えて新発起人会を 組織し、同意書も改めて提出を求めることに決 定した。渋谷、荏原、目黒、浅草地区などには まだ根強い反対の声もあったが、白紙還元とし 再発足する条件で一応の了解が得られた⁽⁵⁵⁾。し かしながら、それも期待通りには進まなかった。 一応、33人の世話人が選出されはしたが、11月 26 日に開かれた世話人会初会合の出席者は半数 にも満たない 16 名に留まり正式な申合せをす ることもできず、商組不信の声がかなり根強い ことが改めて浮き彫りになった⁽⁵⁶⁾。翌 1963 年 1月21日に開かれた世話人会ではようやく各ブ ロックから 13 名の発起人を選出した⁽⁵⁷⁾ものの、 2月16日の発起人会では商組の設立を実現する ために調整規程を作成することは後回しとする ことが決められた⁽⁵⁸⁾。商組についての PR を充 分に行うとされはしたものの、商組の要である 調整規定を後回しにしてはそれも覚束なかった であろう。その後も設立の目標時期を示しては 問題が生じて目標を延期することを繰り返し、 最初の設立総会から2年が経過した7月になっ ても前進は見られなかった(59)。

ここまで東京商組の設立をめぐる過程を見てきたが、この節の最後に設立失敗の背景を確認しておきたい。役員側は商組設立を急ぐあまりに説明が決定的に不足し、設立のメリットを示すことができていなかったことが分かる。例え商組を設立してその目的である調整を行ったとしてもそれに従わなければならないのは商組会員だけであって、員外者を従わせることはでき

ない。員外者まで調整の対象とすることは中小 企業団体法の規定上可能ではあったが、要件を 満たすことは大変難しく、前例がない状態では それに期待をかけることは困難だった。

節を改めて、商組設立で先行した地域で員外 者規制問題がどのように展開したかを見よう。

4 大阪での員外規制認可申請の試み

前節までに見てきたように 1958 年 12 月に全国小売薬業団体協議会が設立され、その事業の中で中小企業団体法に基づく商業組合の設立促進が決定されたが、全国での設立は必ずしも順調には進まず、第 2 節で述べたように 1962 年 9 月段階での集計によれば設立状況は結成が完了していたのは 25 府県に留まっており、その詳細は以下のようであった⁽⁶⁰⁾。

- 1. 未結成〔16〕=北海道、青森、岩手、秋田、 山形、茨城、千葉、神奈川、富山、福井、山 梨、静岡、三重、滋賀、島根、徳島
- 2. 申請中〔1〕=埼玉
- 3. 準備中〔4〕=東京、香川、愛媛、熊本
- 4. 結成済み〔25〕=宮城、福島、栃木、群馬、 新潟、石川、長野、岐阜、愛知、京都、大 坂、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、岡山、広 島、山口、高知、福岡、佐賀、長崎、大分、 宮崎、鹿児島

これを見ると東日本よりは西日本で商組設立 が先行しており、特に近畿、中国、九州各府県 の設立が進んでいたことが分かる。

このうち近畿を取り上げると、第2節で取り上げた全国小売薬業団体協議会による調査結果にも見られたように薬業不況の影響は深刻でそのことが商組結成の速やかな進行の背景にあると考えられるが、大阪は前述の通りその動きが特に早く、1959年9月には宮崎県に次いで2番目に設立認可を受けていた。1960年代に入っても薬業不況は収まるどころかむしろ激化しており、1961年初には三国のダイエー、梅田のテンリなど大阪府内7地区にスーパーマーケット式

医薬品販売業が新たに開設されようとしていることなどに大阪府薬剤師協会など関係者は危機感を強め、阻止のための政治運動の強化が模索されていた⁽⁶¹⁾。その延長線上に出てきたのが、3月、大阪商組(大阪府医薬品小売商業組合)による全国初の員外規制認可申請の方針である。

大阪商組がこのような強い方針を打ち出した のは、日薬はもちろん行政当局もこれを支援し ていたためであった。日薬は3月29日の全体理 事会で、大阪商組から申請があった場合には員 外規制命令を速やかに出させるよう厚生省及び 公正取引委員会に働きかけることを決定した。 日薬としては、商組が設立されても組合員の規 制だけで員外者については手が打てず実効性に 問題があったため、これを打開するための一方 策として強く打ち出したものであった。厚生省 も、この日薬の全体理事会に薬務局企業課長が 同席して善処を約束したことに象徴されている ように、支援の態勢を見せていた⁽⁶²⁾。これに先 立つ24日には、薬務局は医薬品の流通問題を検 討するため 1 都 2 府 7 県の薬務課長会議を開き、 員外者規制の具体化について、とりあえず関西 4県と東海2県を目標とする厚生省独自の省令 を作り対策を強化する意向を表明していた⁽⁶³⁾。

大阪商組は4月7日、予定通り役員が厚生省企業課を訪問して員外規制申請書を提出した。その後しばらくして7月1日には、京都商組(京都府医薬品小売商業組合)も員外者規制命令申請書を正式に提出した⁽⁶⁴⁾。

大阪商組による申請を受け、5月、厚生省は 員外規制命令の前提となる実態調査に乗り出す ことを決定した。調査は医薬品乱売の激しい岐 阜、愛知、京都、大阪、兵庫の2府3県におけ る医薬品小売販売業の実態を明らかにしようと するもので、2府3県の販売業のうちから10~ 20パーセントを無作為抽出して最近3年間の実 績につき実施することとされた(65)。5月11日 からは厚生省、中小企業庁、公正取引委員会の 担当事務官各1名が現地視察のために出張した (日薬からも常務理事同行)。一行は大阪府や大 阪商組などの案内で廉価販売を行っているダイ エー主婦の店、ヒグチ薬局、コクミン薬局、サ カエ薬品支店、南地薬局、現金問屋街を視察し た後、大阪薬業関係幹部と懇談し、その後翌日 にかけて兵庫県でも視察・懇談を行った。大阪 での懇談会では、大阪府薬剤師協会から流通機 構の混乱などについて説明が行われ、また大阪 商組から員外規制について要望し、これによっ て(一般薬局と廉価販売店とで異なる)仕入価 格の二重性、取引先の登録による流通機構の是 正について完全を期したいと説明がなされた。 これに対して、厚生省事務官からは「当面の一 番大きい問題として乱売の研究を始め、通産省 や公取委と数回に亙って検討し実態調査を行う ことにした。これに次いで規制内容についても 検討して行かねばならないので今回の調査を土 台に出来るだけ早く実現するよう努力したい」 と前向きな態度を示した⁽⁶⁶⁾。

しかし、調査の段になって急ブレーキがかか ることになった。厚生省は調査の細部を詰め、7 月1日時点の5府県の業者約1万2千を対象に 無作為 2 割抽出方式で約 2300 軒先を調査対象と して 7 月末までに回答を求める計画を立てた⁽⁶⁷⁾ ものの、事務手続き上、行政管理庁の決裁が必 要とされたために実施が遅れ、7月中の調査開 始は見送られることとなった⁽⁶⁸⁾。ようやく 8 月 に入って実施が実現した。大阪府では府庁薬務 課が調査を仲介し、8日、大阪商組に対して調 査票記入上の説明を行うとともに府内の薬局等 計 2591 のうち約 5 分の 3 に当たる 520 店を任意 抽出した名簿に基づき同商組支部長を通じて調 査用紙を配布して実態調査を開始し、25日まで に回収するよう協力を要請した⁽⁶⁹⁾。しかしなが ら、調査は充分徹底して行われなかった模様で、 回収率が不良だったり記入内容に不完全なもの が多くみられたりした。このため、再調査が必 要となり、10月には厚生省担当者が再度大阪を 訪れて府庁、大阪商組関係者と話し合いを行う ことになるとともに、府庁から支部長に対する 説明会も再度開催され、改めて 25 日までに回収 することが求められ、ようやく全調査票の回収 が実現したのは 12 月頃のことであった⁽⁷⁰⁾。

この段階で当初の見込みに対してすでに相当 の遅れが発生していたが、さらにまた遷延を重 ねていった。厚生省によれば集計の完了は翌年 2月ごろと予想されるため、薬務局でこれをも とに分析検討を行い不況要件確認などと併せて 員外者規制命令を発動するにはかなりの時間を 要するものと見られ、翌年度4月以降になると された⁽⁷¹⁾。関係者は 1962 年 1 月、厚生省、公 正取引委員会、中小企業庁など関係当局を歴訪 し、員外者規制命令の発動等について陳情し、 厚生省からは発動は既定方針通り行うとの見解 が明らかにされた⁽⁷²⁾が、実際には5月に入って も集計は終わっておらず⁽⁷³⁾、商組幹部等から夏 や秋に発動があるのではないかとの希望が表明 されつつも何ら裏付けなく⁽⁷⁴⁾、そのまま 1962 年度を終わり 1963 年度に入っても発動はなさ れないままだった⁽⁷⁵⁾。

このように、大阪では早くから商組を設立してその調整規定を活用し、員外者に対しても規制の対象とすることで安定化を図ろうとしてきたが、政府からそれを引き出すことはできなかった。このことは、商組設立が遅れている地域に対して商組のメリットを訴求する上で大きなダメージになったことが推測されるし、また東京での商組設立の遅れと共鳴することによりさらに商組のイメージを低下させることになったであろう。

おわりに

この論文では、日薬による中小企業団体法に基づく商業組合の設立や活用の様子を明らかにしてきた。日薬は薬局の経営安定化のために推進してきた1960年薬事法改正が期待したものとならず、その再改正を希望するようになるが、同時に薬業経済安定対策として商組の設立・活用を進めて行く。その成否を占う鍵となるのが、首都東京での商組設立であり、また早々に商組を設立していた大阪での員外者規制命令の発出であった。

論文冒頭の「はじめに」で示したように、この論文の狙いは薬剤師や薬局の職能や経営基盤

の歴史を考えるための新たな視点を提起しようとすることである。すなわち、経営環境が大きく変容して薬局経営が動揺し、薬剤師が有するとされる既存の職能や使命に疑問が呈される中で、改めてそれらを安定化させ、再定義していかなければならない薬剤師の考えや行動を探ることを狙いとしてきた。

新たな流通業形態であるスーパーマーケットの勃興により、中小小売業としての開局薬剤師の経営に行き詰まりが見られるようになったことにどのように対応していけばよいか。日薬では商業組合制度を活用し、小売価格を規制することなどによっていわば既存の経営を維持することを目指したが、今回取り上げた範囲ではそれは実現できず、商業組合の設立や活用は成果をあげるに至らないままであった。薬局の経営基盤の安定化や薬剤師の職能や使命の再定義は、引き続き課題として残されたのである。

今後の研究では、今回の論文の狙いを念頭に、 さらに時期をのばして商組問題の展開を追うと ともに、薬業経済安定問題において商組活用以 外の取り組みについて相互の関係に留意しなが ら明らかにしていきたい。また、今回は主に日 薬に即して論じたが、その他のアクターである 政府当局や製薬企業の役割も重要である。彼ら の主張や、相互の協調対立関係についても検討 する必要がある。その上で、薬局の経営基盤の 安定化や薬剤師の職能や使命の再定義に対して どのような解答が示されるのかを含めて、薬事 制度史の再構築に努めたい。

- (1) 厚生省 50 年史編集委員会編『厚生省 50 年史』厚生問題研究会、1998 年、記述編 1059-1063 頁。秋葉保次、中村健、西川隆、渡辺徹編(2012)『医薬分業の歴史 証言で綴る日本の医薬分業史』薬事日報社。
- (2) 薬事法の名称は 2014 年改正により「医薬品、医療機器 等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に 変更された。
- (3) 日本薬剤師会百周年記念事業実行委員会『創立百年記 念日本薬剤師会史』日本薬剤師会、1994年、207-233 頁。秋葉他編、前掲『医薬分業の歴史』、135-145 頁。
- (4) 高田浩運(1961)『増補新版薬剤師法・薬事法の解説』 時事通信社、67頁。
- (5) 坂本秀夫『大型店出店調整問題』信山社、1999年。草野厚『大店法経済規制の構造 行政指導の功罪を問う』 日本経済新聞社、1992年。日経流通新聞編『流通現代 史 日本型経済風土と企業家精神』日本経済新聞社、

1993年。マーケティング史研究会編『日本流通産業史日本的マーケティングの展開』同文舘出版、2001年。 秋葉保次、中村健、西川隆、渡辺徹編『医薬分業の歴史 証言で綴る日本の医薬分業史』薬事日報社、2012年。満薗勇『日本流通史 小売業の近現代』有斐閣、2021年。

- (6) 城下賢一(2020)「薬事法改正と行政・団体関係 1956-1960 自民党政権初期の政策決定過程の事例分析」『立 命館大学人文科学研究所紀要』124号、205-265頁。
- (7) 高野一夫(1966)『薬事法制』近代医学社。宗前清貞(2020)『日本医療の近代史 制度形成の歴史分析』ミネルヴァ書房。
- (8) 奥健太郎 (2012)「独立回復期の利益団体と政党政治 医薬分業「骨抜き」の政治過程」『年報政治学』63 巻 2 号、2012 年、156-180 頁。赤木佳寿子 (2016)「戦後日 本における薬剤師職能の変容 医薬分業の発達史の観 点から」一橋大学博士学位論文。
- (9) 全国医薬品小売商業組合連合会編(1970)『十年史』全 国医薬品小売商業組合連合会。厚生省50年史編集委員 会編(1988)、前掲『厚生省50年史』1062-1064頁。孫 一善(2016)「医薬品の流通業史」日本薬史学会編『日 本薬学史事典』薬事日報社、393-397頁。
- (10) 菅谷章『日本医療制度史』原書房、1976年。同『日本 医療政策史』日本評論社、1977年。中静未知『医療保 険の行政と政治 1895-1954』吉川弘文館、1998年。
- (11) 宗前、前掲『日本医療の近代史 制度形成の歴史 分析』。
- (12) 「高田浩運関係日記」国立国会図書館憲政資料室所蔵。そのうち一部は筆者らにより翻刻している。城下賢一、木多悠介、小林愛恵、海野大地、鹿島晶子(2019)「厚生省薬務局長日記「高田浩運日記」1959 年 7 月~1960 年 6 月」『大阪薬科大学紀要』13 号、155-210 頁。城下賢一、木多悠介、海野大地、田中将太、落合優翼、中村凌太郎、鹿島晶子(2020)「「高田浩運日記」1960年7月~12 月」『大阪薬科大学紀要』14 号、173-210 頁。
- (13) 城下、前掲「薬事法改正と行政・団体関係 1956-1960 自民党政権初期の政策決定過程の事例分析」。
- (14) 建野堅誠「わが国におけるスーパーの生成」『長崎県立国際経済大学論集』第 19 巻第 3 号、1986 年、35-79 頁。同「わが国におけるスーパーの成長」『長崎県立国際経済大学論集』第 25 巻第 3・4 号、1992 年、85-128 頁。石原武政『小売業における調整政策』千倉書房、1994 年。坂本、前掲『大型店出店調整問題』信山社、1999 年。同『日本中小商業問題の解析』改訂版、同友館、2010 年。青木均『小売営業形態成立の理論と歴史』同文館出版、2020 年。
- (15) 『日薬雑誌』1960年2月号、30-33頁。
- (16) 『日薬雑誌』1960年4月号、42頁。
- (17) 1960年2月1日、日薬緊急理事会での高野一夫会長の発言。『日薬雑誌』1960年4月号、43頁。高野会長はこの日、改正案の取りまとめを主導した高田浩運厚生省薬務局長に日薬の要望を取り上げるよう申し入れていたが(「新規の2号業の許可の地域制限を憲法違反の点で答申にとりあげない様にする事につき、午前、高野一夫氏より強く答申に入れることの申入れあり。又、同氏の依頼で加藤〔武徳〕参議院社労委員長よりも電話にて申入れあり(不在のとき)」)、高田はこれを拒否し、日薬が要望の取り下げに応じなければ法案提出を見送ることを決意し、省内で根回しを行っていた(「こちらは、とりあげない方針を貫き面倒な場合は延長戦

に行くことを決意し省内その他を地固めする」)。引用は「高田日記」1960年2月1日条による。

- (18) 『日薬雑誌』1960年11月号、3頁、8頁、13頁。
- (19) 『日薬雑誌』1960年11月号、3頁。
- (20) 『日薬雑誌』1961年3月号、49-51頁。
- (21) 『日薬雑誌』1961年3月号、50頁。
- (22) 『日薬雑誌』1961年3月号、49頁。
- (23) 谷村昭一 (1958)「中小企業団体の組織に関する法律 について」『窯業協會誌』66 巻 1 号、C3-C7 頁。
- (24) 『日薬雑誌』1958年3月号、53頁。
- (25) 「中小企業団体の組織に関する法律」法律第 185 号(昭 32・11・25)、衆議院ウェブページ、https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/houritsu/02719571125185.htm、2021年12月20日確認。
- (26) 滝川末一「医薬品小売商業組合(商工組合)の設立について」『日薬雑誌』1958年7月号、26-29頁。
- (27) 滝川末一「全国小売薬業団体協議会はなぜ生れたか」 『日薬雑誌』1958 年 12 月号、1-3 頁。
- (28) 「薬局にほとんど近い数をもつ2号業者の存在を無視して小売薬業の安定を図ることは適当でない。かように考えて、2号業者も糾合し、これに第一線の協同組合が協力することによって対策問題を協議しようということで、全国小売薬業団体協議会を結成した」。高野一夫「薬事諸問題の推移と今後の方針」『日薬雑誌』1959年2月号、2頁。
- (29) 『日薬雑誌』1959年5月号、38-42頁。
- (30) 日本薬剤師協会編(1961)『日本薬剤師協会会員名簿』 1961 年版、3 頁。
- (31) 『日薬雑誌』1959年3月号、46-47頁。
- (32) 全国医薬品小売商業組合連合会編(1970)『十年史』 全国医薬品小売商業組合連合会、15-16 頁。『薬事日報』 1962 年 9 月 20 日付、1 面。
- (33) 全国医薬品小売商業組合連合会編、前掲『十年史』、 9、57頁。
- (34) 大阪市会議員時代の滝川末一に言及した研究として、 星野高徳(2014)「戦前期大阪市における屎尿処理市営 化 下水処理構想の挫折と農村還元処分の拡大」『経営 史学』48 巻 4 号、29-53 頁。
- (35) 『薬事日報』1961年4月8日付、1面。
- (36) 『薬事日報』1961年5月9日付、1面。
- (37) 『薬事日報』1961年5月23日付、2面。
- (38) 『薬事日報』1961年6月8日付、1面。
- (39) 『薬事日報』1961年6月24日付、1面。
- (40) 『薬事日報』1961年6月29日付、1面。

- (41) 『薬事日報』1961年7月6日付、1面。
- (42) 『薬事日報』1961年7月13日付、1面。
- (43) 『薬事日報』1961年12月9日、1面。
- (44) 『薬事日報』1961年10月5日付、1面。
- (45) 『薬事日報』1961 年 7 月 13 日付、1 面。同 1961 年 10 月 14 日付、1 面。同 1961 年 12 月 9 日、1 面。
- (46) 『薬事日報』1961年10月28日付、1面。
- (47) 『薬事日報』1961年12月16日付、1面。
- (48) 『薬事日報』1961 年 12 月 9 日、1 面。同 1961 年 12 月 16 日付、1 面。同 1961 年 12 月 26 日付、1 面。
- (49) 『薬事日報』1962年2月6日付、1面。
- (50) 『薬事日報』1962年3月6日付、1面。
- (51) 『薬事日報』1962年6月5日付、1面。
- (52) 『薬事日報』1962年7月14日付、1面。
- (53) 『薬事日報』1962年9月15日付、1面。
- (54) 『薬事日報』1962年9月20日付、1面。
- (55) 『薬事日報』1962 年 10 月 11 日付、1 面。同 1962 年 10 月 18 日付、1 面。同 1962 年 11 月 6 日付、1 面。
- (56) 『薬事日報』1962年12月1日付、1面。
- (57) 『薬事日報』1963年1月24日付、1面。
- (58) 『薬事日報』1963年2月21日付、1面。
- (59) 『薬事日報』1963 年 3 月 23 日付、1 面。同 1963 年 6 月 6 日付、1 面。同 1963 年 6 月 18 日付、1 面。同 1963 年 6 月 20 日付、1 面。同 1963 年 7 月 2 日付、1 面。
- (60) 『薬事日報』1962年9月20日付、1面。
- (61) 『薬事日報』1961年1月31日付、1面。
- (62) 『薬事日報』1961 年 4 月 1 日付、1 面。『日薬雑誌』 1961 年 7 月号、52 頁。
- (63) 『薬事日報』1961年3月28日付、1面。
- (64) 『薬事日報』1961年7月18日付、1面。
- (65) 『薬事日報』1961年5月6日付、2面。
- (66) 『薬事日報』1961年5月18日付、1面。
- (67) 『薬事日報』1961年6月17日付、1面。(68) 『薬事日報』1961年7月20日付、1面。
- (69) 『薬事日報』1961 年 8 月 15 日付、1 面。
- (70) 『薬事日報』1961 年 10 月 10 日付、1 面。同 1961 年 10 月 17 日付、1 面。同 1961 年 12 月 2 日付、1 面。
- (71) 『薬事日報』1961年12月2日付、1面。
- (72) 『薬事日報』1962年1月27日付、1面。同1962年2月1日付、2面。
- (73) 『薬事日報』1962年5月3日付、1面。
- (74) 『薬事日報』1962年6月30日付、4面。同1962年7月3日付、1面。
- (75) 『薬事日報』1963年3月28日付、1面。同1963年4月30日付、1面。